

動薬協会発 9 号

平成25年4月3日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公 印 省 略)

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する
高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件の
制定について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班
長より通知がありましたのでお知らせします。

事務連絡
平成25年4月1日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第2条第5項から第7項までの規定に基づき、「薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年12月24日農林水産省告示2217号）の一部を改正する告示が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「再使用可能な樹脂製注射筒」を一般医療機器に指定。

2 施行期日

平成25年4月1日



○農林水産省告示第八百一號

藥事法（昭和三十五年法律第四百十五號）第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、藥事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣 林 芳正

別表第三第三十七号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 再使用可能な樹脂製注射筒